

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) PTAバルーンカテーテル</p> <p>ア <u>大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変又はステント内再狭窄病変</u>に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める、「<u>大腿膝窩動脈用薬剤コーティングバルーンの適正使用指針</u>」に沿って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ~エ (略)</p> <p>(3)~(13)</p> <p>184~211 (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>~ (略)</p>	<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) PTAバルーンカテーテル</p> <p>ア 大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める、「<u>大腿膝窩動脈用薬剤コーティングバルーンの適正使用指針</u>」に沿って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ~エ (略)</p> <p>(3)~(13)</p> <p>184~211 (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>~ (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 ガイディングカテーテル (1)～(3) (略) (4) PTAバルーンカテーテル 、 (略) 機能区分の定義 ア～カ(略) キ 再狭窄抑制型 大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変若しくはステント内再狭窄病変のある患者又はブラッドアクセス用のシャントに狭窄病変若しくは閉塞病変のある患者に対し、経皮的血管形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。 (5)～(23) (略) 134～211 (略) ～ (略)</p>	<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 ガイディングカテーテル (1)～(3) (略) (4) PTAバルーンカテーテル 、 (略) 機能区分の定義 ア～カ(略) キ 再狭窄抑制型 大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変のある患者又はブラッドアクセス用のシャントに狭窄病変若しくは閉塞病変のある患者に対し、経皮的血管形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。 (5)～(23) (略) 134～211 (略) ～ (略)</p>